

多面的機能発揮促進事業に関する計画(変更)の概要

平成30年1月30日

八 戸 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				市川町	無	平成29年度～平成33年度	高屋敷地域資源保全隊
○				南郷大字中野	無	平成26年度～平成30年度	中野稲作地域資源保全隊
○				新井田、十日市	無	平成26年度～平成30年度	新井田地域資源保全会
○				是川	無	平成27年度～平成31年度	小川向環境保全会